

奈良市男女共同参画計画（第2次）

平成23年2月

奈良市

はじめに



本市では、平成13年に「奈良市男女共同参画計画」を策定し、さらに平成15年4月に「奈良市男女共同参画推進条例」を施行するなど、男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでまいりました。

現行の男女共同参画計画が10ヵ年の計画期間が満了するため、新たな奈良市男女共同参画計画（第2次）を策定いたしました。

本計画では、少子高齢化やグローバル化の進展など社会情勢の変化の中で、これまでの施策を継承しつつ、ワーク・ライフ・バランスの推進や平成22年9月に策定した「配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画」に基づくDVの防止及び被害者支援対策の強化といった新たな視点や育児、子育て、介護支援にも重点を置いた計画となっています。

今後は、この計画に基づき、市民、事業者、各種団体、教育に携わる方々との一層の連携を図り、市民の誰もが安心してイキイキと豊かに暮らすことができる社会の実現に向けて、これまで以上に男女共同参画の取り組みを総合的かつ計画的に推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びにこの計画の策定にあたり「奈良市男女共同参画推進審議会」委員の皆様はじめ多くの関係者の皆様の貴重なご意見をいただきましたことに心から厚くお礼申し上げます。

平成23年 2月

奈良市長 仲川 げん

目 次

計画の趣旨

1 策定の趣旨.....	1
2 計画の基本理念.....	1
3 計画の性格と位置付け.....	2
4 計画の期間.....	2

計画策定の背景

1 国内外の動き.....	3
2 社会経済状況.....	4
3 男女共同参画に関する法制度の整備.....	6
4 奈良市の特殊事情.....	7
5 市民意識調査から見えてくるもの.....	7

計画の体系

1 施策の体系.....	1 4
--------------	-----

計画の内容

1 基本方向 1 あらゆる分野の政策・方針の決定 及び実施の場への男女共同参画の推進.....	1 5
2 基本方向 2 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	1 8
3 基本方向 3 人権の尊重と男女共同参画への意識改革.....	2 3
4 基本方向 4 女性施策推進のための環境の整備・充実.....	2 8

参考資料

1	国内外の動き.....	3 0
2	男女共同参画社会基本法.....	3 1
3	奈良市男女共同参画推進条例.....	3 6
4	奈良市男女共同参画推進審議会規則.....	4 1
5	奈良市男女共同参画推進審議会委員名簿.....	4 2

参考計画

奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画

奈良市男女共同参画計画（第2次）

第1章 計画の趣旨

1 策定の趣旨

少子高齢化が進み、経済活動の成熟化など急速に変化する社会情勢の中で、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する重要課題と位置付けられ、1999年（平成11年）男女共同参画社会基本法が制定されました。

本市におきましても「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき2001年（平成13年）3月に「奈良市男女共同参画計画」を策定、また2003年（平成15年）3月には「奈良市男女共同参画推進条例」を制定しました。

第1次奈良市男女共同参画計画は、今年度で10カ年の計画期間が満了し、この間様々な施策を実施することにより市民意識も徐々に変化してきましたが、いまだ性別による固定的な役割分担意識が根強く、また近年の社会経済情勢の変化も加わり女性も男性もその能力や個性を発揮できていない状況でもあり、男女共同参画社会実現のためにはなお多くの課題が残っています。

今後もこれまでの施策を継承しつつ、経済構造や社会情勢の変化により新たに発生してきた課題に対処するために、新たなステップとして第2次男女共同参画計画を策定し、施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 計画の基本理念

この計画は「奈良市男女共同参画推進条例」第3条に規定の、次に掲げる6つの事項を基本理念とします。

男女の人権の尊重

社会の制度及び慣行への配慮

方針の立案及び決定に対等に参画する機会の確保

家庭生活における活動とその他の活動を共に行えること

性と生殖に関する自己決定の尊重と生涯を通じての健康に配慮

国際的な取り組みと協調

3 計画の性格と位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念をふまえた「奈良市男女共同参画推進条例」第9条に定める「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」です。

4 計画の期間

平成23年度からの10年間とし、目標達成の年を平成32年度とします。ただし、社会情勢の変化や女性を取り巻く状況の変化などに応じて見直しを行います。

第2章 計画策定の背景

1 国内外の動き

(1) 国際的な動き

- 1975年(昭和50年)国際婦人年、世界行動計画採択
- 1979年(昭和54年)女子差別撤廃条約採択
- 1985年(昭和60年)婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)採択
- 1995年(平成7年)北京宣言及び行動綱領採択
- 2000年(平成12年)女性2000年会議(ニューヨーク)開催
- 2005年(平成17年)第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)がニューヨークの国連本部で開催

(2) 国の動き

- 1977年(昭和52年)国内行動計画策定
- 1985年(昭和60年)女子差別撤廃条約批准
- 1987年(昭和62年)西暦2000年に向けての新国内行動計画策定
- 1996年(平成8年)男女共同参画2000プラン策定
- 1999年(平成11年)男女共同参画社会基本法制定
- 2000年(平成12年)男女共同参画社会基本計画策定
- 2001年(平成13年)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行
- 2005年(平成17年)男女共同参画社会基本計画(第2次)策定
- 2007年(平成19年)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章策定
- 2010年(平成22年)男女共同参画社会基本計画(第3次)策定

(3) 奈良県の動き

- 1981年(昭和56年)奈良県婦人会議設置
- 1986年(昭和61年)奈良県婦人行動計画策定
- 1993年(平成5年)奈良県女性行動計画修正版策定
- 1997年(平成9年)奈良県女性行動計画(第2期)策定
- 2001年(平成13年)奈良県男女共同参画推進条例公布・施行

2002年（平成14年）奈良県男女共同参画計画策定、奈良県男女共同参画
県民会議を設置

2006年（平成18年）奈良県男女共同参画計画（第2次）策定

（4） 奈良市の動き

1994年（平成6年）「奈良市女性行動計画」策定

1995年（平成7年）市長部局に「市民部女性対策課」設置

1996年（平成8年）「女性対策課」を「女性政策課」に改名

2001年（平成13年）「奈良市男女共同参画計画」策定

2002年（平成14年）「男女共同参画課」に改名

2003年（平成15年）「奈良市男女共同参画推進条例」公布・施行

2010年（平成22年）「奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本
計画」策定

2 社会・経済状況

戦後の日本社会は、「成長すること」が前提となった社会でありました。社会システムは「成長経済」を前提に編成されて、経済成長があらゆる問題を解決していたかに見えた社会でした。

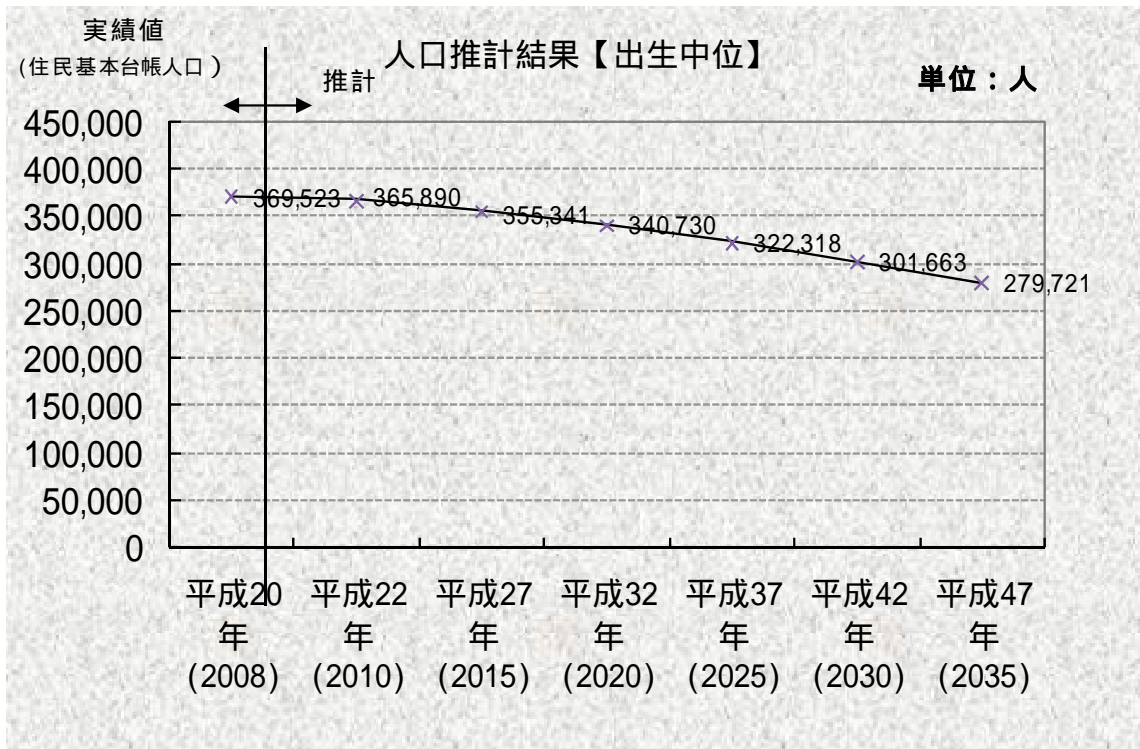
ところが近年に訪れた経済不況、またこれまでの経済力をささえてきた豊かな労働力は、少子高齢化によって減少の一途をたどっています。

労働力の減少は、経済力を低下させる懸念がある一方で、今日までの男性を中心とする社会から、女性や高齢者または外国人の就業者が増えることで、男女を問わずより多様で柔軟な社会へと転換し、男女共同参画社会の推進が図れる可能性があります。

2025年までの日本の姿は、高齢者の数がこどもの数の2倍近く、平均年齢が40歳代半ばで、毎年数十万人の人口が減っていく社会になると予想されます。

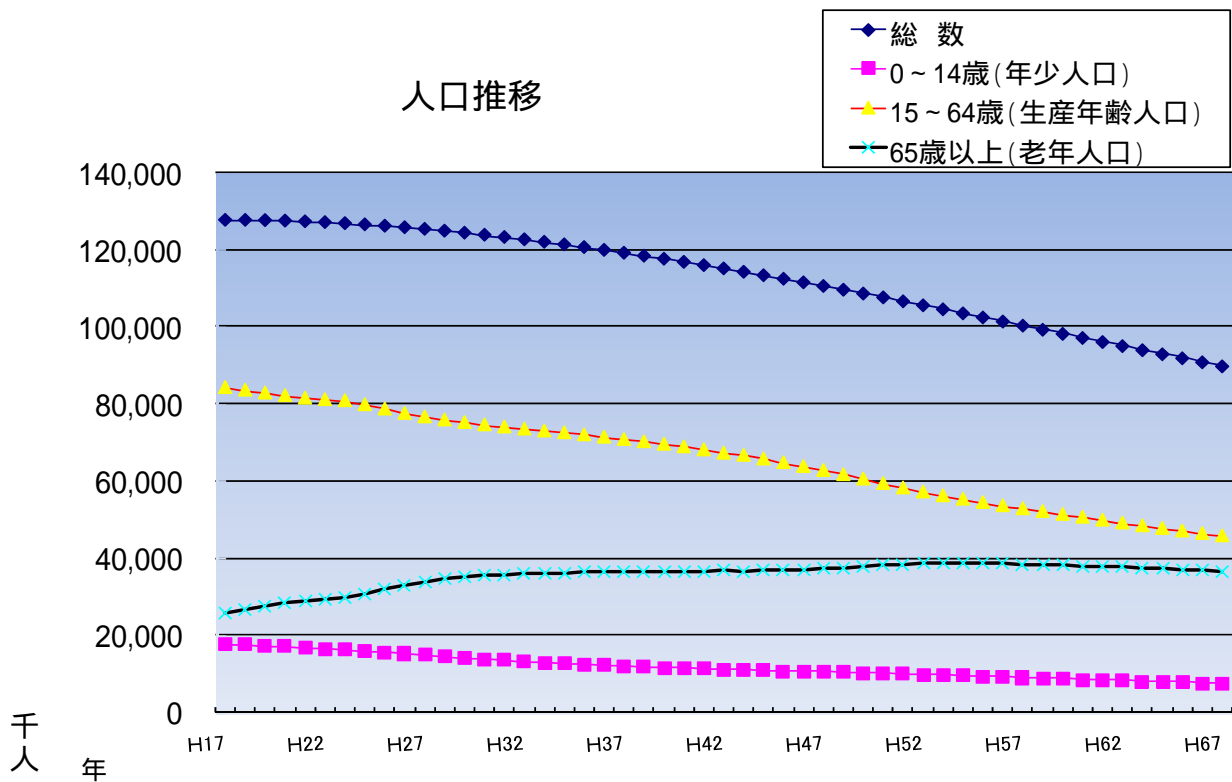
そのことを前提として受け止めながら、男女を問わずすべての人が多くの課題に立ち向かっていかなければなりません。

奈良市の人口統計



奈良市次期総合計画策定基礎調査（平成20年度実施）より

全国の年齢3区分別人口推移



人口動態統計（H21年）より

3 男女共同参画に関する法制度の整備

奈良市男女共同参画計画（平成13年度～平成22年度）策定後に整備された法律等は、つぎのとおりです。

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

（以下「男女雇用機会均等法」という。）の改正(平成18年6月)

平成19年4月からは、「女性に対する差別の禁止」が「男女双方に対する差別の禁止」に拡大されるとともに、妊娠・出産・産休取得等を理由とする不利益な取扱いの禁止や男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策を講じることが義務付けられました。また、採用等に当たっては、合理的理由がない場合は、身体的な要件や全国的な転勤を要件とすることは、間接差別とされ禁止されました。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

（平成19年7月）

DV被害者の自立支援が明確化されるとともに配偶者からの暴力の防止・被害者保護のための施策実施に関する基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されました。

(3) 次世代育成支援対策推進法の改正（平成20年12月）

平成23年4月から従業員101名以上300名以下の企業について、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備を内容とする行動計画の策定が義務となり、義務企業の対象が拡大します。

(4) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する

法律(以下、「育児・介護休業法」という。)の改正（平成21年6月）

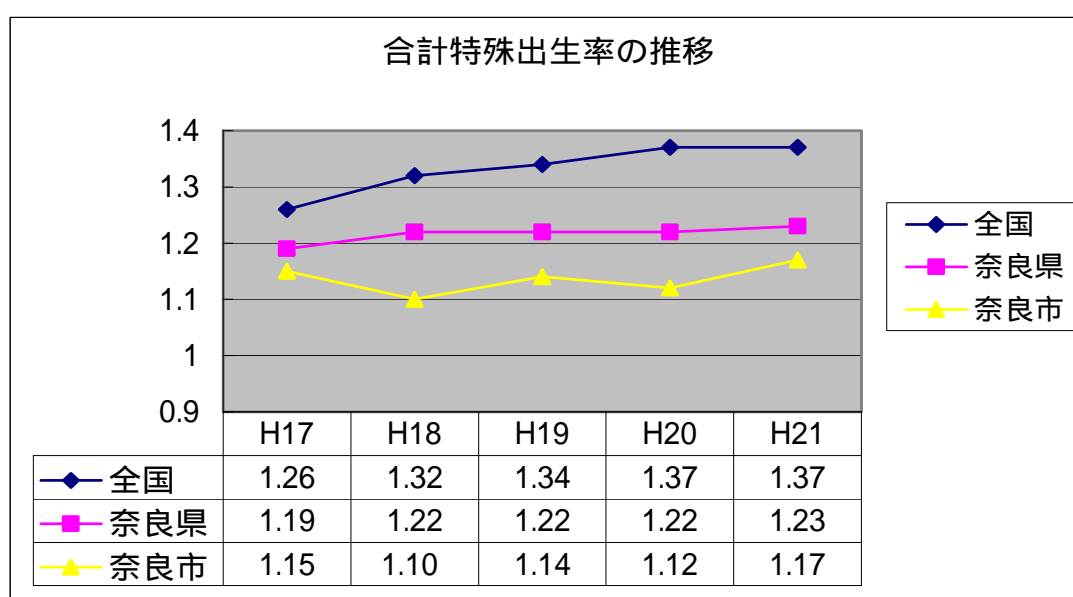
仕事と家庭の両立支援策を充実するため、子育て期間中の働き方の見直しや父親も子育てができる働き方の実現、仕事と介護の両立支援、実効性の確保を主な柱とし、短時間勤務制度の義務化、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長、介護のための短期の休暇制度の創設、紛争解決の援助及び調停の仕組み等の創設などの改正が行われました。

これらのことを踏まえ、男性も女性も希望に沿った仕事と家庭が両立できる環境整備を図るとともに、DV被害者が安心して暮らせるよう、安全の確保と総合的な自立支援を行う必要があります。

4 奈良市の特殊事情

奈良市では、合計特殊出生率が非常に低い状況にあります。また、女性が出産・育児を経て就業を継続し、その能力を十分に発揮できる状況にあるとは言い難く、その背景には、性別役割分担意識があると言えます。さらに、男性では他府県に就業する率が高く、長時間労働によって生活を支え、家庭生活や地域生活等に充てる時間が持ちにくい環境にあります。

市民意識調査の結果からも、生活時間の配分の理想と現実の乖離が読み取れます。



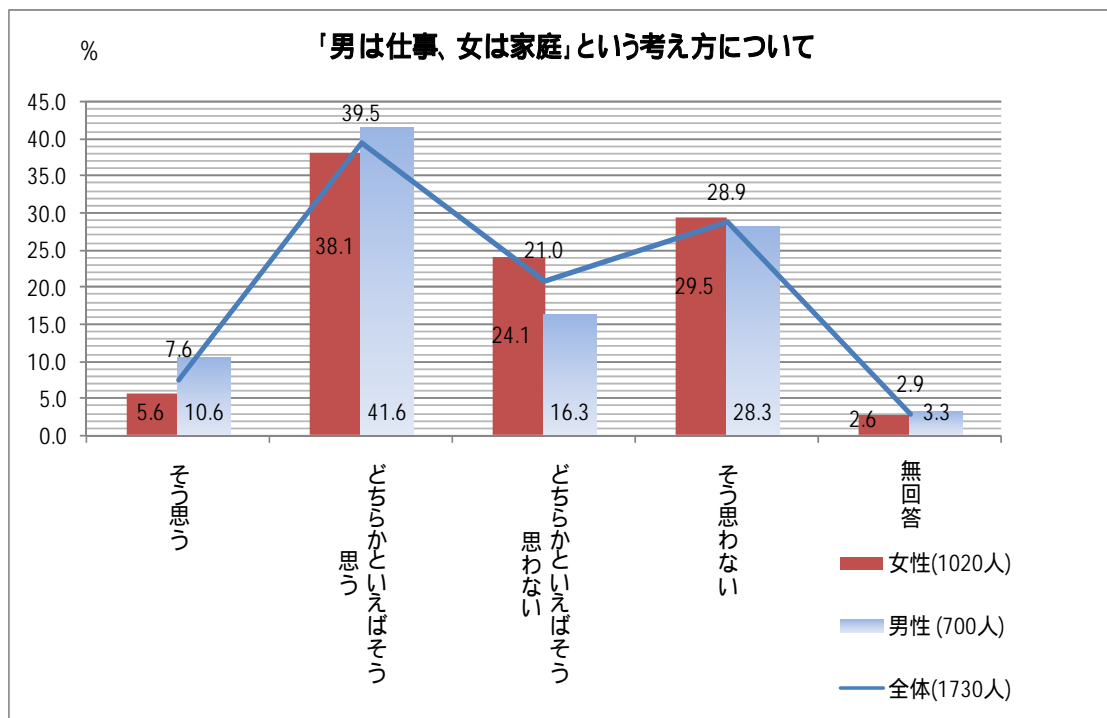
5 市民意識調査から見えてくるもの

平成21年8月～9月にかけて、男女共同参画社会に関する市民意識調査が行なわれました。奈良市民の男女共同参画社会に関する意識やニーズを把握し基本計画策定に際しての重要な資料とするため、また今後の男女共同参画社会実現への施策に反映させる目的で調査したものです。

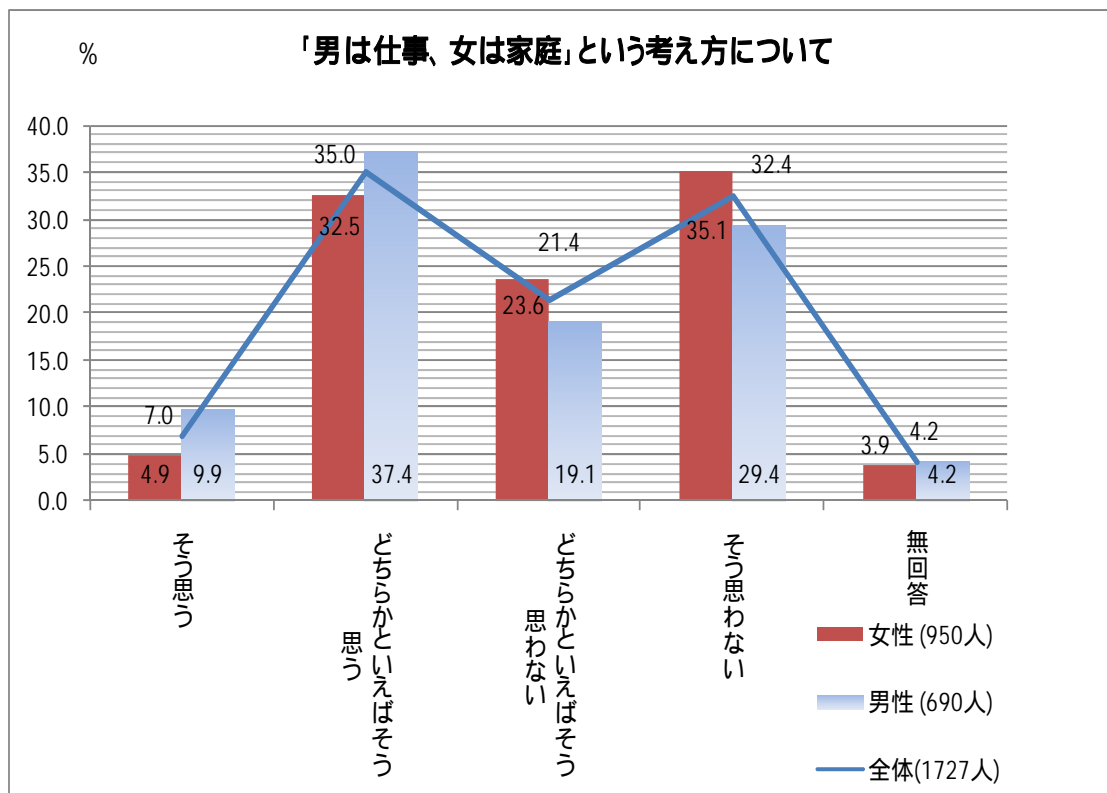
この調査の報告によると、「性別役割分業観について」は、女性の5割強が否定的であるものの、平成17年度の調査よりも、性別役割分業肯定派が増加し、否定派が減少しています。さらに、学校教育の分野を除きいずれの分野においても、男女の平等感で同様に平等と感じる人が減少しています。

性別役割分業観（「男は仕事、女は家庭」という考え方について）

平成21年度調査

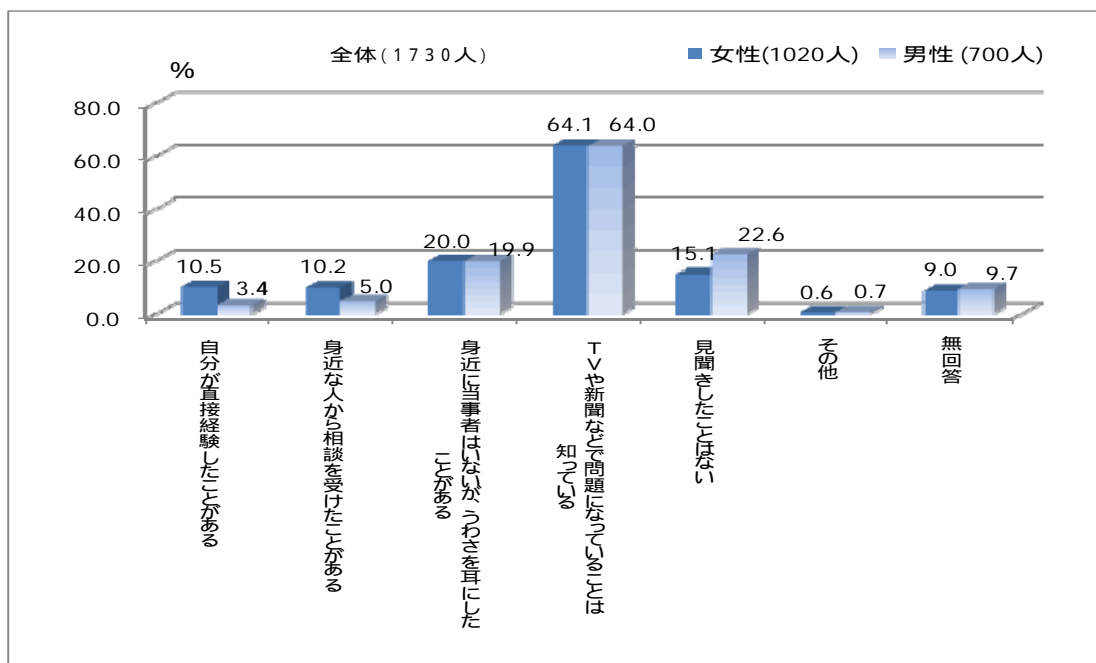


平成17年度調査



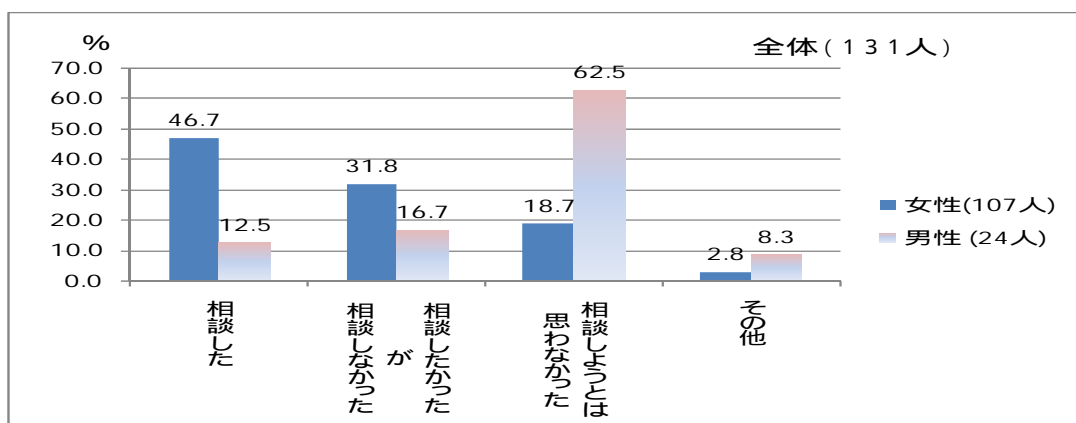
DVの被害者の実態についても、男性の3.4%、女性の10.5%が、「自分が直接経験したことがある」と回答していました。「身近な人から相談を受けたことがある」と回答した人は、男性5.0%、女性10.2%となっています。

ドメスティック・バイオレンス(DV)の体験



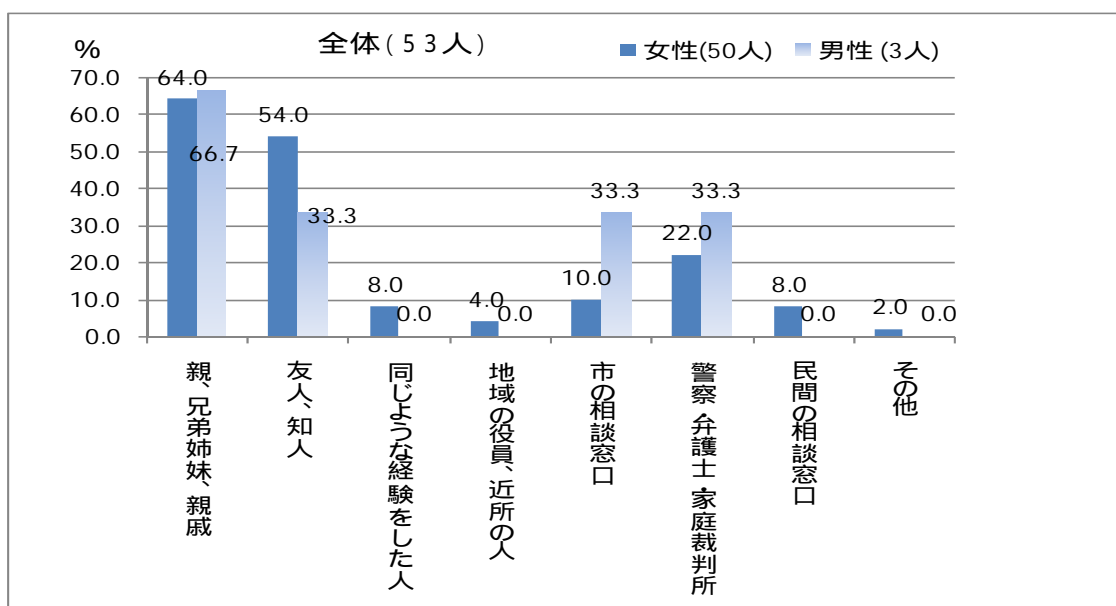
また、「自分が直接経験したことがある」と答えた中で、どこかに相談した人は、男性12.5%、女性46.7%と女性と男性を比べると、女性は男性の約4倍となっており相談体制の充実が必要な状況となっています。

ドメスティック・バイオレンス(DV)の相談



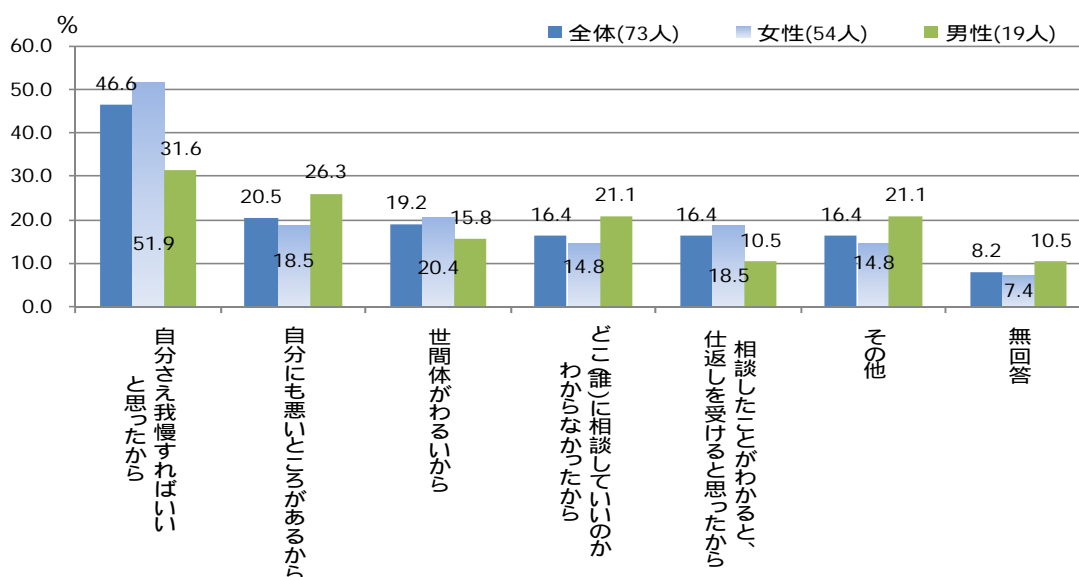
どこに相談したか問うたところ、「親、兄弟姉妹、親戚」や「友人、知人」が高くなっているのに反し、「市の相談窓口」と回答した人は、利用している人が少ないのが現状です。

どこに相談したかについて



また、相談しなかった人の理由は、「自分さえ我慢すればいいと思ったから」「自分にも悪いところがあるから」「世間体がわるいから」と回答した人は、それぞれ46.6%・20.5%・19.2%となっています。

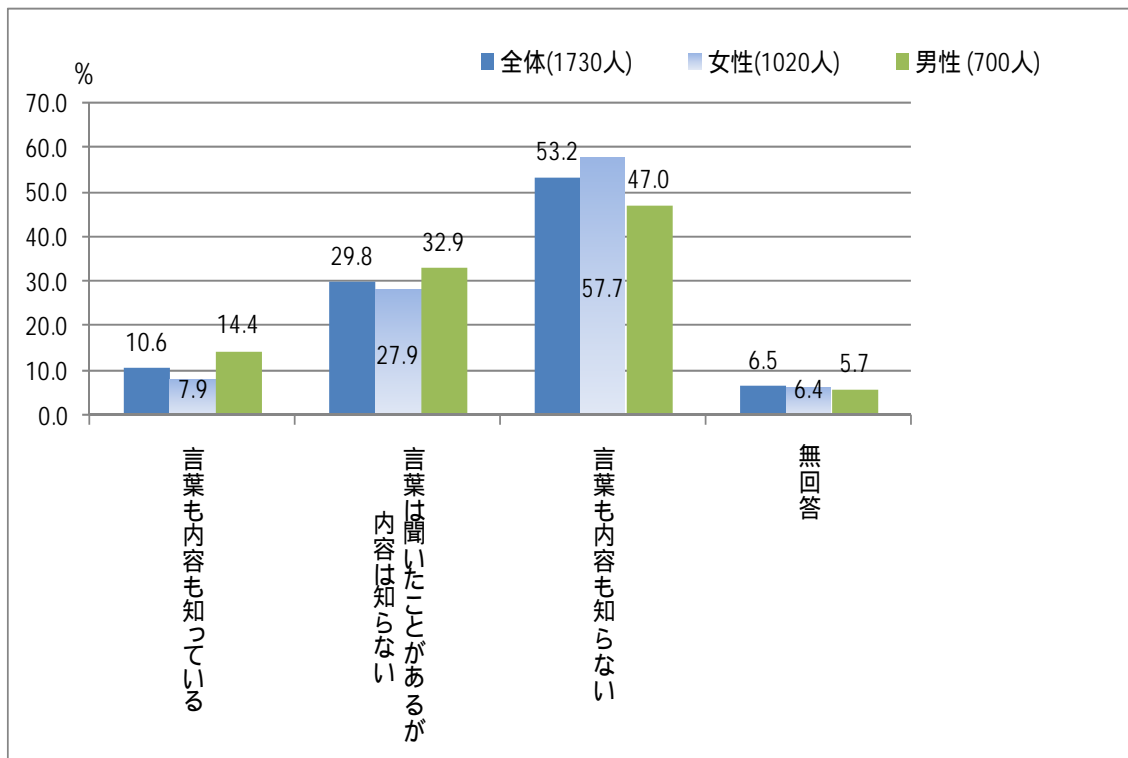
相談しなかった人の理由



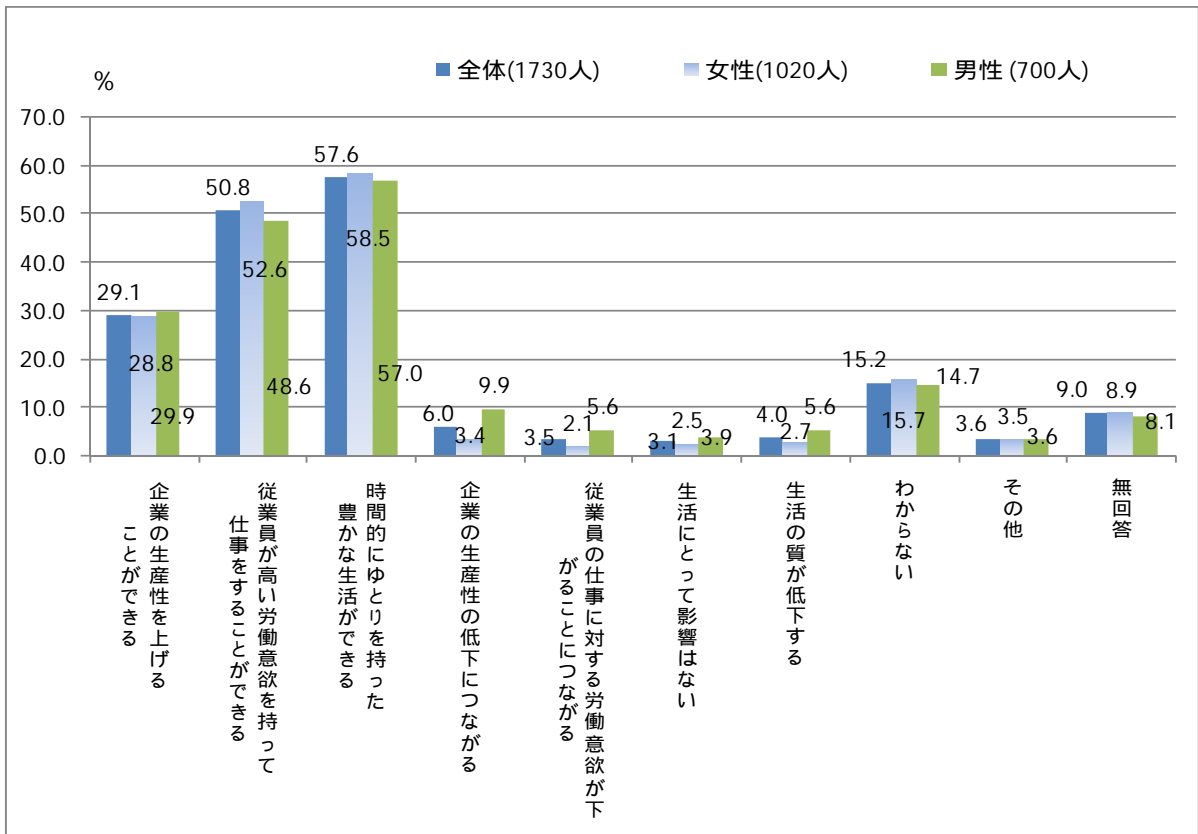
意識調査の回答から、DV被害の多くは女性であり女性への暴力（性犯罪、セクシュアルハラスメント含む）等への対策として、啓発の充実、相談窓口の充実、被害者避難場所の整備及び教育の充実など、行政に対する多くの課題が提示されているといえます。

今回新たな項目であるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について、認知度は低いもののその効果については、「時間的にゆとりを持った豊かな生活ができる」「従業員が高い労働意欲を持って仕事をすることができる」などワーク・ライフ・バランスを進めることに肯定的な意見が多くなっています。

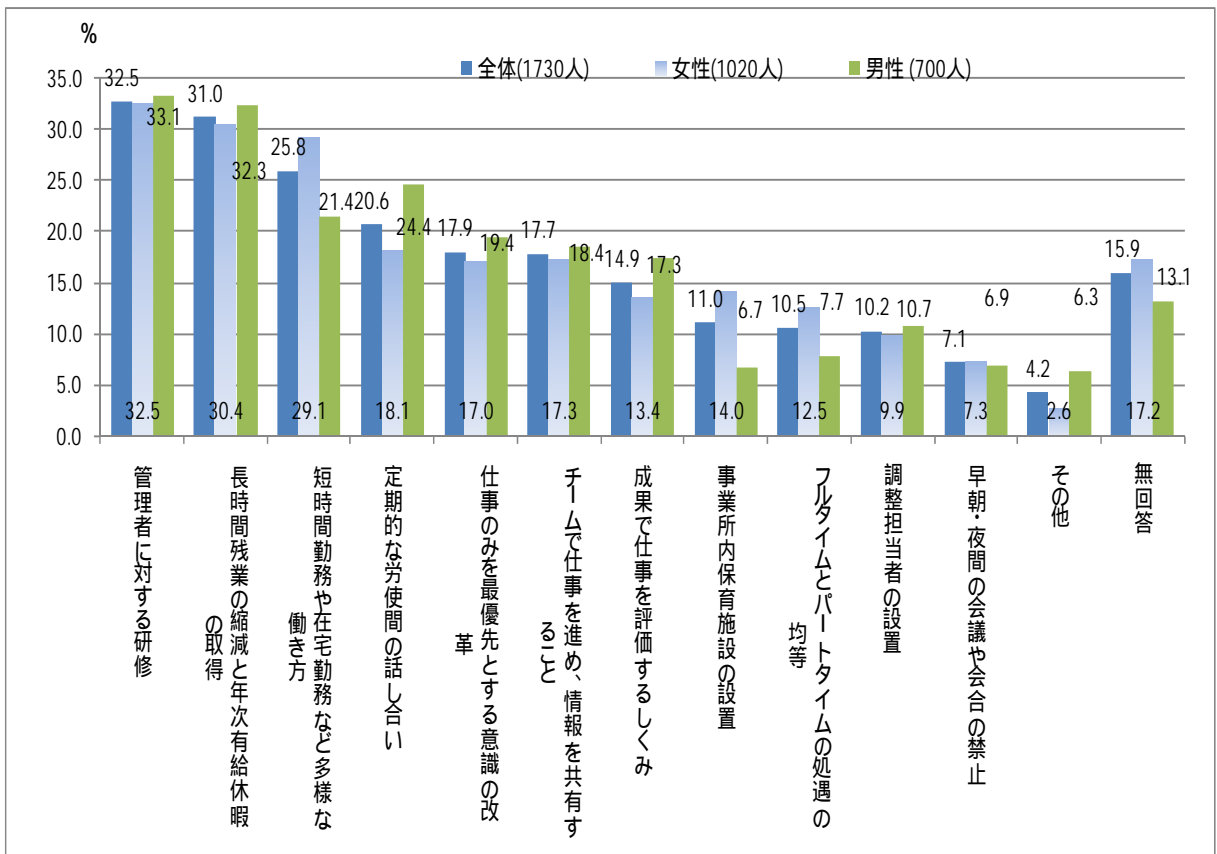
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度



ワーク・ライフ・バランスの効果

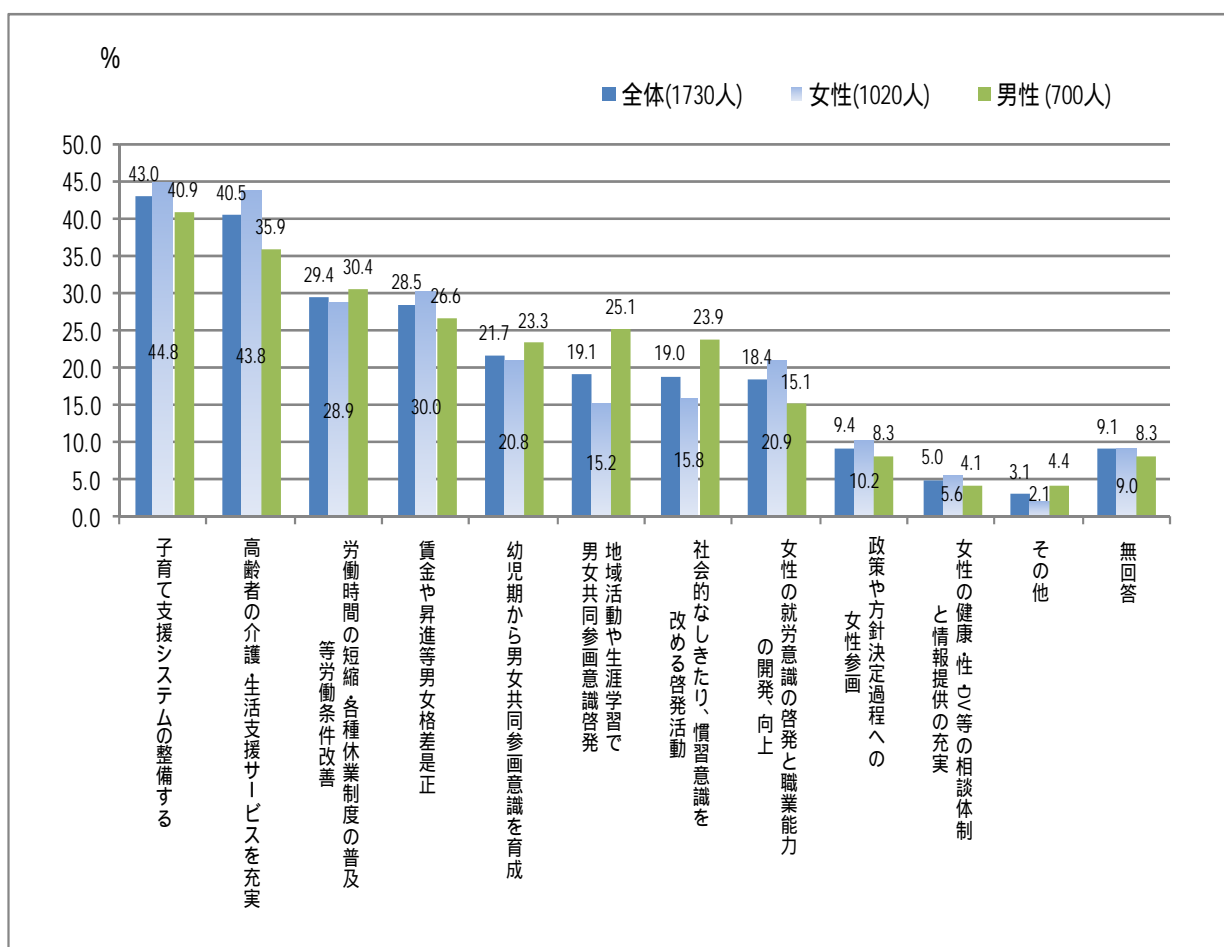


ワーク・ライフ・バランスを推進するために何が必要だと思いますか。



最後に、男女共同参画社会の実現のために行政の取組として必要なことは、「子育て支援システムを整備する」「高齢者のための介護・生活支援サービスを充実させる」が4割前後を占めており次いで、「労働時間の短縮や各種休業制度の普及等労働条件改善に向けて働きかけを行う」「賃金や昇進などの職場における男女格差是正に向けての働きかけを行う」となっており、女性の家庭での役割分担の軽減や就労の場における均等な扱いの徹底などが行政課題として指摘されています。

男女共同参画社会実現のために市が力を入れること



以上の結果を踏まえ第2次男女共同参画計画策定に際し、固定的性別役割分担意識の解消を目指すとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援策」、「人権施策」などの施策について、有効性のある計画となるよう考慮していく必要があります。

第3章 計画の体系

1 施策の体系

基本方向

I あらゆる分野の政策・方針の決定及び実施の場への男女共同参画の推進

主要課題

1 政策・方針の決定及び実施の場への男女共同参画の推進

施策の方向

- 審議会等委員への女性の登用の促進
- 市の女性職員・教員の管理職への登用の促進
- 民間企業や各種団体の管理職への女性の登用促進

2 女性のキャリア形成支援と人材活用

男女共同参画推進のための女性キャリア形成支援と人材の活用

3 家庭・社会活動等への男女共同参画の推進・確立

- 地域活動等における男女共同参画の推進
- 家庭における男女共同参画の推進

4 伝統文化、国際交流への男女共同参画

男女平等にかかわる新しい歴史文化の創造

II ワーク・ライフ・バランスの推進

5 男女共同参画社会を目指す環境の整備

- 仕事と家庭生活の両立を可能とする支援施策の充実
- 男性の育児・介護休業等の取得向上

6 女性の自立・就業継続促進のための条件整備

- 女性の自立支援のための相談事業の充実
- 育児・子育て・介護支援施策の充実
- 再就職の機会を広げるための啓発の促進
- ひとり親家庭への自立支援

7 雇用における男女平等の確保

- 女性労働施策の総合的推進・周知徹底
- 起業の支援および多様な就業形態の従事者などへの支援

8 女性の職業能力の開発と職業教育の充実

女性の多様な能力開発の推進

9 ワーク・ライフ・バランスの社会全体への浸透

ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透

III 人権の尊重と男女共同参画への意識改革

10 男女共同参画を目指す教育・学習の促進

- 男女共同参画を目指す保育・学校教育の推進
- 男女共同参画を目指す生涯学習の推進

11 人権の尊重と女性への暴力の廃絶

- DV基本計画に基づいた対応
- 暴力の発生を許さない環境作り

12 女性の健康の増進と福祉の向上

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づいた施策の推進
- ライフステージに応じた健康管理の推進
- 健康作りに関する情報提供と相談窓口の充実
- 男女共同参画の視点に立った高齢者等の福祉の充実

13 男女共同参画を目指す意識変革の促進・浸透

- 固定的な性別役割分担意識をなくす世論の醸成・浸透
- 男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し

IV 女性施策推進のための環境の整備・充実

14 庁内推進体制の整備・充実

- 奈良市男女共同参画推進庁内連絡会議の充実
- 男女共同参画計画実施計画の進捗状況調査の実施
- 職員研修の充実

15 地域における環境整備

- 調査・研究、情報収集・提供の充実
- 市民参画のための体制の整備

基本方向1

あらゆる分野の政策・方針の決定及び実施の場への
男女共同参画の推進

男女共同参画社会を推進していくためには、女性が社会の様々な分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、行動することが不可欠です。男女が対等に方針決定場面に参加し、主体的に立案の段階からかかわって様々な意見を反映することは男女共同参画社会の実現の前提となります。

方針決定の場での参画拡大が全ての分野での参画拡大の基礎となり、性別役割分担意識払拭を始めとする女性の人権尊重の礎であります。女性の方針決定の場への参画を促進する積極的改善措置を一層強力に推進する必要があります。女性が個性と能力を発揮し、政策方針決定実施の場への参画をするためには、男女それぞれの意識改革と女性のエンパワーメントを図ることも重要です。

エンパワーメント

女性が「力をつけること」、つまり、自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持ち社会を変革していく存在となること。

主要課題 1
政策・方針の決定及び実施の場への男女共同参画の推進

施策の方向	具体的施策
1. 審議会等委員への 女性の登用の促進	審議会等委員へ女性委員の積極的な登用の促進に努めます。
	登用する人材を育成するとともに、女性の参画を拡大するような意識作りを行なうため、情報収集や情報提供に努めます。
	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の認識を高め、女性委員推薦に向けて企業・団体への協力を要請しその啓発に取り組みます。
2. 市の女性職員・教員の 管理職への登用の促進	積極的に女性職員・教員の管理職への登用に努めます。
	計画的な女性職員・教員の育成のために各種研修を始めとする学習の機会を設けます。
3. 民間企業や各種団体の 管理職への女性の 登用促進	女性の登用状況を把握し、より一層の登用にむけて事業者等の啓発を行ないます。
	女性の職域拡大や参画拡大に向けた制度を設けるなど、女性の活躍の場が広がるよう企業や団体等に働きかけを行います。

主要課題 2
女性のキャリア形成支援と人材活用

施策の方向	具体的施策
1. 男女共同参画推進のた めの女性のキャリア形 成支援と人材の活用	人材の発掘、育成に向けて、女性のエンパワーメントを図るための学習・交流などの機会の提供に努めます。
	女性リーダー育成に力を注ぐなど女性のエンパワーメントを行なう団体等に対し支援をします。



ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に合わせて実施していくもの。

主要課題 3
家庭・社会活動等への男女共同参画の推進・確立

施策の方向	具体的施策
1. 地域活動等における 男女共同参画の推進	個人が持っている知識や豊かな経験を十分に発揮してもらい、行政と市民との協働によるまちづくりに繋がります。
	女性が積極的に参画し、地域活動において中心的役割を担うことで、地域がさらに活性化するように促進します。
	防災時の女性のニーズに応じた適確な支援や、防災の分野での女性の参画拡大に努め女性の視点を反映した防災活動を推進します。
	NPO・ボランティア等の活動を支援し、地域活動の活性化を図ります。
2. 家庭における 男女共同参画の推進	家庭においても、男女共同参画の視点に立って、対等の立場で互いに協力できるような環境作りに努めます。
	男性が自立した生活ができるよう、意識啓発を行います。
	男性が家事・育児・介護等へスムーズに参画できるよう年代に応じた各種講座を開催します。
	介護予防を含め、地域で支えあう新たなネットワークをつくり、交流会参加促進など、孤立化防止のための取り組みを行います。

主要課題 4
伝統文化、国際交流への男女共同参画

施策の方向	具体的施策
1. 男女平等にかかわる 新しい歴史文化の創造	世界共通課題である男女共同参画社会を実現するために、市民一人ひとりが国際社会の一員である意識を持ち、慣習やしきたりにとらわれずに伝統文化を伝えていくような環境をつくりま
	多様な価値観を共有し、相互理解を深め国際規範、基準の理解浸透を促します。そのために必要な学習機会を提供し、国際協力や交流活動を支援します。
	外国人居住者が安心して日常生活が送れるよう、ガイドブックを作成するなど情報提供の充実を図ります。

基本方向2

ワーク・ライフ・バランスの推進

男女共同参画社会の形成に向けて、男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、社会生活と家庭生活を始め、地域においても調和のとれた生活ができ、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択実現できる社会（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことが重要です。

これによって、男性は育児・介護・家事や地域活動さらには、自己啓発のための時間の確保ができ、女性も、仕事と結婚・出産・育児との両立が可能になります。そのためにも、男女が共に柔軟に働き方や生き方を選択でき、生涯を通じて充実した生活をするように、市民・事業者・行政が一体となって環境を整備することが必要となってきます。



ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会においても、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を指し、そのためには、就業形態の多様化(短時間就労等)、残業時間節減などの働く条件を整備することで、女性だけでなく、男性にとっても、休業制度などを活用することにより、子育てや介護を行う上で大きなメリットになり自己啓発や地域活動への参加も可能となります。

主要課題 5
男女共同参画社会を目指す環境の整備

施策の方向	具体的施策
1. 仕事と家庭生活の 両立を可能とする 支援施策の充実	少子高齢化が進むなかで、男女が共に経済活動を行なうことがより必要であり、そのための周知啓発に努めます。
	働きやすく子育てしやすい事業所づくりを始め、両立支援策の整っている企業などへの支援や表彰制度に取り組みます。
	労働時間短縮に向けた意識啓発の推進とともに、うつ病や自殺また、男性の過労死問題をも含めて、安心安全な労働環境の整備に積極的な企業等を支援します。
2. 男性の育児・介護休業等 の取得向上	男性の意識改革を促進し、事業者に対する制度の利用促進の啓発や情報提供を行います。
	男性の利用率をアップさせるため、労働環境の整備や支援体制を充実させ利用できる各種制度等の周知を図るとともに、抵抗なく利用できるような意識の醸成のため、情報提供や相談体制の充実を図ります。

主要課題 6
女性の自立・就業継続促進のための条件整備

施策の方向	具体的施策
1. 女性の自立支援のための 相談事業の充実	個性と能力の発揮に伴う個々の自己実現ができるような環境作りを目指し、精神的支援を含め、女性のエンパワーメントに努めます。
	必要に応じて適切な相談が出来るよう相談窓口の充実を図り、相談員の専門性の向上に向け研修等に努めます。
2. 育児・子育て・介護 支援施策の充実	就労形態に対応できるよう、延長保育や一時保育等保育サービスの充実を図ります。
	地域子育て支援センターや子どもの広場の設置を進めるなど、安心して社会参画ができる子育て支援システムの充実を図ります。
	介護支援に関する情報提供と相談機能の充実を図ります。
	優良事業所の顕彰や支援をします。
3. 再就職の機会を 広げるための 啓発の促進	結婚・出産・育児等で仕事を一時中断し、その後再就職を希望する女性に対し様々な情報を提供します。
	企業等の人材ニーズに対応した技術習得等の機会を設けます。
	再雇用制度の普及促進を図るため啓発します。
4. ひとり親家庭への自立 支援	就労と家庭の二重責任をひとりで背負い、精神的肉体的に厳しい状況に陥りがちなひとり親家庭への相談体制を整備します。
	子育て支援、就労支援、経済的支援など、ひとり親家庭に対する自立支援の充実を図ります。

主要課題 7 雇用における男女平等の確保

施策の方向	具体的施策
1. 女性労働施策の 総合的推進・周知徹底	女性が差別されることなく、意欲と能力が十分に発揮出来る環境整備のため、慣行や慣習の是正を行なうよう啓発します。
	労働法規の周知徹底を図り、性別を理由とする差別的扱いをなくすよう労働者や事業主に学習機会や情報を提供します。
	セクシュアル・ハラスメント防止や母性保護意識の浸透と制度の充実に積極的に取り組む企業等を支援します。
	就業環境の整備等による女性の就業継続、男女間賃金格差の解消、雇用体系の見直しなど女性の就業支援のための啓発に努めます。
2. 起業の支援および 多様な就業形態の 従事者などへの支援	家庭環境やライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢が広がるよう啓発します。
	パートタイム労働者や派遣労働者が雇用上の不利益を受けないよう関係法令の周知・啓発に努めます。
	女性の起業や事業経営に当たって必要な知識や情報提供等の支援を行い、女性のチャレンジを支援し、ネットワークづくりを促進します。
	農林業・商工自営業等で働く女性の地位向上のための啓発・支援を行い、女性が働きやすい就業環境の整備を推進します。

主要課題 8 女性の職業能力の開発と職業教育の充実

施策の方向	具体的施策
1. 女性の多様な能力開発 の推進	意欲と能力のある女性の職業能力のさらなる開発や向上を支援するべく学習の機会を設けます。
	女性が就労する上で、能力を十分に発揮できるよう、研修の充実に努めます。

※セクシュアル・ハラスメント

相手の意思に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、人目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

主要課題 9
ワーク・ライフ・バランスの社会全体への浸透

施策の方向	具体的施策
ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透	ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発に努めます。
	ワーク・ライフ・バランスに関する情報及び及び学習機会の提供に努めます。

基本方向3

人権の尊重と男女共同参画への意識改革

男女共同参画社会の形成に対する大きな阻害要因となっているものの一つは、性別に基づく固定的役割分担意識です。社会的構造的に作られたものであり、少しずつ時代とともに変化してはいますが、今なお根強く残っており、セクシュアル・ハラスメントや性暴力といった女性に対する暴力等を産みだす根底にあります。このような女性に対する暴力は非常に重大な人権侵害であり、いかなる理由があろうとも決して許されることではありません。

男女の人権を尊重し、性別にとらわれず一人ひとりが個性や能力を發揮して、考え判断し行動出来るような男女共同参画意識の一層の醸成・浸透を図り、このような重大な人権侵害を「しない」「させない」「傍観しない」という社会的な認識を徹底させなくてはなりません。



主要課題 10
男女共同参画を目指す教育・学習の促進

施策の方向	具体的施策
1. 男女共同参画を目指す 保育・学校教育の推進	幼少期や義務教育の時期に人権尊重の意識作りをすることは非常に大切です。性別にとらわれず一人ひとりが個性や能力を発揮して、考え判断し行動出来るように男女共同参画の視点に立つ教育を推進します。
	学校、幼稚園、保育所の男女共同参画を阻害するような慣習や隠れたカリキュラム等を見直します。
	男女共同参画の視点に立った教育や保育が出来るよう、教職員等の研修を行ないます。
	メディアが人々の意識形成に影響を与えることを考慮し、男女共同参画の視点に立った表現の推進を行います。
	就学前教育従事者の意識啓発や研修を行ないます。発達段階に応じた正確な知識が持てるよう学習指導要領にのっとった適切な性教育や保護者に対する男女共同参画への理解促進にむけて啓発します。
2. 男女共同参画を目指す 生涯学習の推進	固定的性別役割分担意識を解消するため、学校、幼稚園、保育所、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図ります。
	男女が広く多様な生き方の選択が出来るよう、生涯学習メニューの一つとして広く意識を浸透させるよう努めます。
	地域での男女共同参画を推進するリーダーを育成する機会を設けます。
	様々な情報を主体的に収集、判断し、また適切に発信することが出来るよう メディアリテラシー意識の醸成を図ります。
	社会のあらゆる場での指導的立場にある人の意識改革が必要であるため、学習機会の充実させることにより、社会参加・参画を促進します。



隠れたカリキュラム

固定的な男女の役割意識を、学校での生活や教育の中で無意識のうちに生徒に伝達しているものをいう。具体的には、教科書の教材選択、記述、イラストなどを通して描かれる固定的な女性像・男性像、男子優先の男女別名簿などがあげられる。

メディアリテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

主要課題 1 1 人権の尊重と女性への暴力の廃絶

施策の方向	具体的施策
1. DV基本計画に基づいた対応	DVを許さない意識づくりの推進をします。
	安心して相談できる体制の整備を図ります。
	被害者の安全確保と自立支援の充実に取り組みます。
	関係機関との連携強化を図ります。
2. 暴力の発生を許さない環境づくり	男女間の経済格差や性別役割分担意識があるため、圧倒的に被害者は女性が多いという現状にあります。人権を尊重し、性に対する偏見や差別の是正に取り組みます。
	身近にあるいかなる暴力に対して、許さないという意識づくりのため、正しい知識・認識の普及啓発に取り組みます。
	売買春、性犯罪は、人権上許されるものではなく、これらの防止に向け意識啓発を図ります。
	職場や学校・幼稚園、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメントや性差別防止のための広報・啓発を行ない、防止対策を推進します。
	関係機関との連携を図り、被害女性への支援や防止対策を実施します。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫婦や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力を指します。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などもあります。

主要課題 1 2 女性の健康の増進と福祉の向上

施策の方向	具体的施策
1. リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づいた施策の推進	性と人権に関する意識啓発を含め、学校教育での性教育や女性の人権を考慮した性について啓発します。
	性の尊重についての認識を浸透させるため啓発に努めます。
	母性保護と母子健康対策の充実を図ります。
2. ライフステージに応じた健康管理の推進	妊娠・出産時における保健・福祉・医療サービスの充実と安心して生み育てることができる各種支援活動を進めます。
	女性特有の疾病等の予防啓発に取り組みます。
	ライフステージに対応する健康づくりの支援を充実します。
3. 健康作りに関する情報提供と相談窓口の充実	相談窓口の充実を図ります。
	男性を含めて、社会全体が女性の健康について認識を高めていくことが大切であるので、様々な健康支援に関する情報提供を行います。
	エイズや性感染症予防の啓発、喫煙、飲酒や薬物など健康を害する事柄への啓発・対策の推進に努めます。
	健康づくりに関する情報提供や、啓発活動の充実を図ります。
4. 男女共同参画の視点に立った高齢者等の福祉の充実	高齢者や障がい者等が健康を維持し、社会活動に積極的に参加し社会貢献ができる環境づくりに努めるとともに社会参画、社会貢献が促進されるよう支援します。
	高齢者や障がい者等の自立と社会参画に向け、就労を支援します。



リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを生む、生まない、いつ何人生むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには、思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、幅広い課題を対象としています。

ライフステージ

人間の一生を段階区分したもの。通常は、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期に分ける。

主要課題 1 3
男女共同参画を目指す意識変革の促進・浸透

施策の方向	具体的施策
1. 固定的な性別役割分担意識をなくす世論の醸成・浸透	男尊女卑等の上下関係意識等、社会構造上の問題として生み出されてきた経緯があるため、継続的に更なる女性の人権尊重の意識作りを図ります。
	研修や学習の機会を提供し啓発します。
	時代や社会情勢に応じた市民意識の実態や変化の調査研究を行い、施策に反映させます。
2. 男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直し	男女共同参画の視点に立った、学校教育や社会教育などあらゆる学習の場においてその情報収集に努め現状の見直しを行います。
	男女共同参画を阻害するような表現の見直しや、若い世代への広報・啓発に取り組みます。
	社会制度や慣行が男女の活動の選択に対して及ぼす影響を出来る限り中立にするよう配慮します。
	現状を分析し、実態を把握した上で広報啓発活動を推進します。

基本方向4

女性施策推進のための環境の整備・充実

計画を実効性あるものとし、男女共同参画社会の実現に向けて各種施策に積極的に取り組むためには、庁内体制の強化が不可欠であり、市全体への取組みをさらに拡げていくことが必要です。

今後も市民や企業、民間団体等の理解のもと国や県等とも連携を深めながら、それぞれが役割を担い協働して積極的に実施していくことが大切です。

個々の施策の進捗状況を見極め調査考察しながら、総合的かつ計画的に本計画を推進していかなくてはなりません。計画・実行・評価・行動のサイクルを構築することで、計画目標の達成に努めます。



主要課題 1 4 庁内推進体制の整備・充実

施策の方向	具体的施策
1. 奈良市男女共同参画推進 庁内連絡会議の充実	① 庁内連絡会議をさらに充実させ、男女共同参画施策をより一層強 力に推進します。 ② 審議会との連携を図り、計画の効果的な推進に取り組みます。
2. 男女共同参画計画実施 計画の進捗状況調査の 実施	① 本計画に基づいた実施計画を策定し、具体的な施策についての推進 状況を把握すると同時に、必要に応じて実施計画の内容を点検 し、修正、補完を行うことが大切です。進捗状況を毎年調査し、 その結果を施策に反映させます。
3. 職員研修の充実	① 職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持ち施策を行えるよう に、職員自身の意識を調査考察した上で、総合的かつ計画的に研 修をさらに充実させます。

主要課題 1 5 地域における環境整備

1. 調査・研究、情報収集 ・提供の充実	① 男女の置かれている状況を始めとする様々な情報を認識すること が、男女共同参画を推進するためには不可欠であるため、男女共 同参画にかかわる継続的な情報収集や調査を行ない、提供をしま す。
2. 市民参画のための 体制の整備	① 男女共同参画社会の実現は市民の参画が不可欠であるため、市民 が積極的に参加出来る環境を作ります。 ② 市民との協働による企画事業を実施します。

参 考 資 料

- 1、国内外の動き
- 2、男女共同参画社会基本法
- 3、奈良市男女共同参画推進条例
- 4、奈良市男女共同参画推進審議会規則
- 5、奈良市男女共同参画推進審議会委員名簿

参考計画

- 1、奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画

1 国内外の動き

年	奈良市の動き	奈良県の動き	国の動き	国際的な動き
1975年(昭和50年)				国際婦人年、世界行動計画採択
1977年(昭和52年)			国内行動計画策定	
1979年(昭和54年)				女子差別撤廃条約採択
1981年(昭和56年)		「奈良県婦人会議」設置		
1985年(昭和60年)			女子差別撤廃条約批准 「男女雇用機会均等法」成立	婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)採択
1986年(昭和61年)		「奈良県婦人行動計画」策定		
1987年(昭和62年)			西暦2000年にむけての新国内行動計画策定	
1993年(平成5年)		「奈良県女性行動計画修正版」策定		
1994年(平成6年)	「奈良市女性行動計画」策定			
1995年(平成7年)	市長部局に「市民部女性対策課」設置			北京宣言及び行動綱領採択
1996年(平成8年)	「女性対策課」を「女性政策課」に改名		男女共同参画2000プラン策定	
1997年(平成9年)		「奈良県女性行動計画(第2期)」策定		
1999年(平成11年)			男女共同参画社会基本法策定	
2000年(平成12年)			男女共同参画社会基本計画策定	「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催
2001年(平成13年)	「奈良市男女共同参画計画」策定	奈良県男女共同参画推進条例公布・施行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行	
2002年(平成14年)	課名を「男女共同参画課」に改名 男女共同参画センター「あすなら」を開設	奈良県男女共同参画計画策定、奈良県男女共同参画県民会議を設置		
2003年(平成15年)	「奈良市男女共同参画推進条例」公布・施行			
2005年(平成17年)			男女共同参画社会基本計画(第2次)策定	第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)がニューヨークの国連本部で開催
2006年(平成18年)		奈良県男女共同参画計画(第2次)策定		
2007年(平成19年)			仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章策定	
2010年(平成22年)	「奈良市配偶者から等の暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定		男女共同参画社会基本計画(第3次)策定	

男女共同参画社会基本法

〔平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号〕

〔総理大臣署名〕

資料 2

〔沿革〕

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条 第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条 第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体

における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
（国民の理解を深めるための措置）
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
（苦情の処理等）
- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
（調査研究）
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
（国際的協調のための措置）
- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 第三章 男女共同参画会議
（設置）
- 第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。
（所掌事務）
- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- （組織）
- 第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。
（議長）
- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。
（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

平成15年 3月26日条例第14号

奈良市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 第8条）

第2章 基本的施策（第9条 第16条）

第3章 拠点施設（第17条）

第4章 男女共同参画推進審議会（第18条）

附則

1975年（昭和50年）国際婦人年世界会議において、世界行動計画が採択されたことを機に、男女平等の実現に向けた国際的な取組が開始され、1979年（昭和54年）「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が国連総会において採択された。我が国は昭和60年この条約を批准し、平成11年には男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けた男女共同参画社会基本法を制定するに至った。

我が国においては、少子高齢化、国際化及び情報化の急速な進展に伴い、家族や地域社会が変化してきており、平和な社会において、自然環境と共生しつつ、男女が共に責任を担い、利益を享受し、一人ひとりが個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現が、今、強く求められている。

奈良市においても、平成13年に奈良市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会実現に向け様々な取組を進めてきたが、固定的な性別役割分担意識はあらゆる分野への男女の対等な参画に影響を及ぼしている。

これらを踏まえ、多くの伝統文化と豊かな自然環境を継承しつつ、それぞれの時代に応じ発展を遂げてきた世界遺産のあるまち奈良市が、この時代にふさわしい男女共同参画社会を実現するため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の基本理念にのっとり推進が図られなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、それぞれの人権が尊重されること。
- (2) 固定的な性別役割分担を反映した社会の制度及び慣行が、男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を、できる限り中立なものとするよう配慮すること。
- (3) 男女が、市における政策及び民間の団体における方針の立案及び決定に、対等に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの人権を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動とその他の活動を共に行えるよう配慮されること。
- (5) 妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自己の決定が尊重されること及び生涯を通じて健康に配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際的な取組と協調して行うこと。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、職場、学校、家庭等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進に関して、積極的改善措置を含め総合的かつ計画的な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、国及び県と連携するとともに市民、事業者及び教育に携わる者と協働し、男女共同参画の効果的な推進を図らなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、家庭等社会のあらゆる場において男女共同参画の推進に取り組み、男女共同参画の推進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女が対等に参画する機会を確保し、職業生活における活動と家庭生活等における活動との両立を可能にするため、職場環境を整備するよう努めるとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第7条 学校教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性に十分配慮し、それぞれの教育本来の目的を実現する過程において基本理念にのっとり教育を行うよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、職場、学校、家庭等社会のあらゆる場において、直接的、間接的を問わず、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、職場、学校、家庭等社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動を受けた個人の対応により、その個人に不利益を与えること又は性的な言動によりその言動を受けた個人の生活の環境を害することをいう。)を行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する身体的、性的、精神的及び経済的暴力をいう。)を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ、奈良市男女共同参画推進審議会の意見を聞くとともに、市民、事業者及び教育に携わる者(以下「市民等」という。)の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市長は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(情報収集及び調査研究)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、情報収集及び調査研究を行うものとする。

(情報提供及び啓発)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成に関し必要な広報活動を行うとともに、市民等に必要かつ適正な情報提供を行い、その啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、計画に基づいた施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(家庭生活と職業生活等の両立支援)

第13条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活等における活動を両立できるよう、必要な支援の実施に努めるものとする。

(学習等のための支援)

第14条 市は、学校、家庭その他の教育の場における男女共同参画に関する学習等に、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(団体への支援)

第15条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う団体に対し、その主体性を尊重しつつ、その活動に必要な支援を行うよう努めるものとする。

(苦情及び相談に対する措置)

第16条 市は、市が実施する施策で男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められるものに関し苦情があったときは、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、第8条の規定に違反する行為に関し相談があったときは、関係機関と連携し、必要な措置を講じなければならない。

第3章 拠点施設

第17条 市は、奈良市男女共同参画センターを拠点として、男女共同参画に関する施策を推進するものとする。

第4章 男女共同参画推進審議会

第18条 第9条第2項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議させるため、奈良市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員12人以内で組織する。

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成15年5月29日規則第34号で、同15年6月1日から施行)

(経過措置)

2 平成13年3月28日に策定された奈良市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により策定された計画とみなす。

平成15年 5月29日規則第35号

改正

平成21年 6月25日規則第52号

奈良市男女共同参画推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市男女共同参画推進条例(平成15年奈良市条例第14号)第18条第6項の規定により、奈良市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、男女共同参画課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則(平成21年6月25日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

奈良市男女共同参画推進審議会委員名簿

資料 5

(平成22年4月)

	氏名	分野	役職
会長	まつい しずこ 松井 静子	女性学	佐保短期大学 名誉教授
副会長	おおなみ かずひこ 大波 和彦	子育て	奈良市保育会会長
委員	いいだ つくあき 飯田 二昭	健康	飯田医院院長
委員	いのうえ よしえ 井上 芳恵	まちづくり	龍谷大学 オープンリサーチセンター博士研究 員
委員	かわむら ちかこ 河村 允子	人権	人権擁護委員
委員	きたの しほこ 北野 志げ子	公募	市 民
委員	きむら くみこ 木村 久美子	国	奈良労働局雇用均等室長
委員	ごとう しゅんいち 後藤 舜一	公募	市 民
委員	くろだ はちろう 黒田 八郎	教育	奈良市立中学校校長会会長
委員	たけだ ちかよ 武田 千加代	市民活動	奈良NPOセンター 常務理事
委員	やまざき やすこ 山崎 靖子	法律	弁護士
委員	よしむら あきひで 吉村 昭秀	企業	小山株式会社 取締役部長

奈良市市民活動部人権文化推進室
男女共同参画課

電話 0742-34-1525

FAX 0742-33-6938

平成23年(2011年)2月発行